

## 第5章



## 行政の役割等と実施体制

- 1 それぞれの役割
- 2 組織体制

# 5 行政の役割等と実施体制

---

## それぞれが役割を果たし、問題の解決を図る

### それぞれの役割

行政：老朽建築物等の実態を把握し、本計画に基づき所有者等に対して、問題解決に向けた相談対応、助成支援、積極的な啓発や助言・指導等を行います。

所有者等：自らの責任において適切な維持管理に努めるとともに、相続等に由来する空き家の発生抑制に努めます。

地域住民：区に対し情報提供を行うとともに、地域の建築物等が適切に管理されるよう住民間や地域活動団体等が相互に協力するように努めます。

### 組織体制

都市整備部建築安全課を窓口として、「啓発」、「調査」及び「相談や助言・指導等」の業務を行うことや、所有者等や周辺住民等からの相談等への全庁的な連携体制について示しています。

## 1 それぞれの役割

老朽建築物等が引き起こす課題の背景には、家族関係・相続・家計状況など複合的な要因が存在します。これらを解決へ導くためには、行政・所有者等・地域住民の役割を明確にし、相互に連携・協力することが不可欠です。

板橋区は、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、経済・社会・環境の調和を図りながら区政を推進しています。SDGsのゴールを見据えつつ、各主体が担うべき役割を以下に整理します。

### (1) 行政の役割

板橋区は、老朽建築物等に関する実態を把握し、本計画に基づいて老朽建築物等の所有者等に対して問題解決に向けた相談窓口の設置と専門家の派遣、除却費助成等の所有者支援や積極的な啓発や助言・指導等を行います。

また、必要に応じて地域住民及びNP0・民間事業者等の民間団体とも連携し、老朽建築物等の減少に努めるための協力を行います。



### (2) 所有者等の役割

所有者等（親族含む）及び居住者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切な維持管理に努めるとともに、「相続」「入院」「施設入所」等により適切に管理されなくなってしまう空き家の発生抑制に努めます。



### (3) 地域住民の役割

地域住民は、居住している地域又は事業活動を行っている地域に適切に管理されていない老朽建築物等が存在するときは、区に対し情報提供を行うとともに、その地域に存する建築物及びその敷地が適切に管理されるよう、地域住民や町会・自治会等の地域活動団体と相互に協力するよう努めます。



## 2 組織体制

### (1)板橋区老朽建築物等対策協議会の設置

老朽空家等に関する対策について必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、「板橋区老朽建築物等対策協議会」を設置します。

区長の諮問に応じ、本計画の作成及び変更並びに実施に関する事項や、その他老朽空家等に関する施策の実施について、専門的及び第三者的な視点から公正かつ適正なものであるかの意見を述べるなど、その答申を行います。

### (2)相談窓口

老朽建築物等に関する相談窓口は、都市整備部建築安全課とします。また、本計画に基づき、原則として、区では①啓発、②調査、③相談・指導を行います。

### (3)庁内の関係部署との連携

所有者等が抱える個々の事案は様々であり、案件によって必要な支援が異なります。相談内容に応じて庁内の関係部署と連携して対応します。

相談窓口：都市整備部 建築安全課

No.	部署	業務内容
1	防災危機管理課	防災・防犯に関すること
2	地域振興課	地域のコミュニティ活動に関すること
3	生活衛生課	環境衛生（ネズミ・衛生害虫）に関すること
4	おとしより保健福祉センター	高齢者福祉に関すること
5	生活支援課	生活支援に関すること
6	環境政策課	生活環境に関すること（ハクビシン等の害獣・アスベスト）
7	資源循環推進課	地域の環境美化活動に関すること
8	都市計画課	都市計画や景観計画に関すること
9	建築指導課	建築物等の違反取締に関すること
10	住宅政策課	居住支援、マンション管理や住宅政策に関すること
11	みどりと公園課	保存樹木や接道部の緑化など、みどりの管理に関すること
12	南部・北部土木サービスセンター	公道の交通障害や空地の適正管理に関すること

#### 図 関係部署の連携体制

※ 区組織体制の変更等により、担当所管が変更になる場合があります。

## ① 板橋区老朽建築物等対策検討会議

庁内の関係部署で組織する会議体を「板橋区老朽建築物等対策検討会議」といいます。この会議体では、老朽建築物等対策全般についての検討及び連絡・調整、並びに管理不全空家等、特定空家等、特定老朽建築物の認定及び勧告等についての検討を行います。

表 老朽建築物等対策検討会議 委員構成(令和7年12月現在)

委員区分	部署	役職
会長	都市整備部	都市整備部長
副会長	都市整備部	建築安全課長
委員	政策経営部	政策企画課長
委員	政策経営部	経営改革推進課長
委員	政策経営部	財政課長
委員	危機管理部	防災危機管理課長
委員	区民文化部	地域振興課長
委員	健康生きがい部	生活衛生課長
委員	健康生きがい部	おとしより保健福祉センター所長
委員	福祉部	生活支援課長
委員	資源環境部	資源循環推進課長
委員	都市整備部	都市計画課長
委員	都市整備部	建築指導課長
委員	都市整備部	住宅政策課長
委員	土木部	みどりと公園課長
委員	土木部	南部土木サービスセンター所長
委員	土木部	北部土木サービスセンター所長

※ 区組織体制の変更等により、担当所管が変更になる場合があります。

表 老朽建築物等対策検討会議 部会構成(令和7年12月現在)

委員区分	部 署	役 職
会長	都市整備部	建築安全課長
副会長	都市整備部	建築安全課 老朽建築物対策係長
委員	政策経営部	政策企画課 総合調整係長
委員	政策経営部	経営改革推進課 経営改革係長
委員	政策経営部	財政課 財政担当係長
委員	危機管理部	防災危機管理課 危機管理係長
委員	区民文化部	地域振興課 地域振興係長
委員	健康生きがい部	生活衛生課 建築物衛生係長
委員	健康生きがい部	おとしより保健福祉センター 管理係長
委員	福祉部	生活支援課 庶務係長
委員	資源環境部	資源循環推進課 資源循環協働係長
委員	都市整備部	都市計画課 都市景観係長
委員	都市整備部	建築指導課 監察・調査係長
委員	都市整備部	住宅政策課 住宅政策推進係長
委員	土木部	みどりと公園課 みどり推進係長
委員	土木部	南部土木サービスセンター 工事調整係長
委員	土木部	北部土木サービスセンター 工事調整係長

※ 区組織体制の変更等により、担当所管が変更になる場合があります。

#### (4) 関連団体等との連携

全日本不動産協会、宅建協会、司法書士会、税理士会、建築士事務所協会などの関連する専門団体や士業団体との連携を強化し、老朽建築物等への適切な対応を促進します。

特に、権利関係や相続登記等、利活用に関する専門的支援を行う体制を整え、所有者等の管理意識の醸成を促します。